



平成 24 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 ヤマトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木川 眞
(コード番号 9064 東証第 1 部)
代表取締役
問合せ先 常務執行役員 施設戦略担当 神田 晴夫
(電話番号 03-3541-4141)

株式会社荏原製作所に対する訴訟の提起について

ヤマトホールディングス株式会社傘下のヤマト運輸株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:山内 雅喜、以下「ヤマト運輸」といいます。)は、株式会社荏原製作所に対して、本日、東京地方裁判所において廃棄物汚染土壌の撤去等に係る損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した相手方

- (1) 名称 株式会社荏原製作所
- (2) 所在地 東京都大田区羽田旭町 1 1 番 1 号
- (3) 代表者 代表取締役社長 矢後 夏之助

2. 訴訟提起した年月日および裁判所

平成 24 年 3 月 28 日(水) 東京地方裁判所

3. 訴額

73 億 8,483 万 7,969 円および遅延損害金

4. 訴訟提起の理由および背景

平成 19 年 12 月 25 日、ヤマト運輸は、株式会社荏原製作所から東京都大田区羽田旭町所在の土地(以下「本件土地」といいます。)等を購入する売買契約を締結し、新物流ターミナルの建設を進めてまいりました。ところが、株式会社荏原製作所が使用していた旧建物の解体工事が完了した後の平成 23 年 1 月、本件土地の表面および地中に、石綿(アスベスト)を含有するスレート片が広範囲にわたって多数混入しているという事実が判明いたしました。

ヤマト運輸は、慎重な検討を重ねた結果、当該混入は本件土地の瑕疵に該当するものと判断し、株式会社荏原製作所に対し、石綿含有スレート片の撤去費用等の負担を求めてまいりました。しかしながら、株式会社荏原製作所はその負担を拒絶したため、誠に遺憾ながら今回の訴訟提起に至った次第です。

5. 今後の見通し

ヤマト運輸といたしましては、司法の場において、その主張の正当性を明らかにしていく所存です。その過程で開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。なお、本訴訟の提起による平成 24 年 3 月期の連結業績に与える影響はございません。

6. その他

新物流ターミナルの稼動開始時期を、当初「平成 24 年 10 月予定」としておりましたが、石綿含有スレート片の撤去および処理が必要となったことに伴い、「平成 25 年 9 月予定」に変更いたします。

以 上

【参考】

当期連結業績予想（平成 24 年 1 月 30 日公表分）および前期連結実績

（単位：百万円）

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 24 年 3 月期)	1,265,000	67,000	68,000	21,000
前期連結実績 (平成 23 年 3 月期)	1,236,520	64,314	65,951	33,207